

明治期編集型漢文教科書の編纂方針に関する研究

——秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治四一年第五版）と

落合直文編『訂正中等国語読本』（明治三六年訂正版）との比較を通して——

西岡智史

1 はじめに

1・1 問題の所在

明治二〇年代後半から本格的に登場した近代的な編集型漢文教科書に共通する特徴について、浜本純逸（二〇一二）は検定認可第一号の金港堂刊・秋山四郎編『中学漢文読本』（明治一九年文部省検定済）の編纂方針をもとに以下のように指摘している。

- ① 日本漢文から漢文学習を始めている。日本漢文が漢文教材の「本」であり「始め」「基本」である、と考えている。
- ② 漢文学習の目的を国文の光輝（よさ）を發揚させるため、と考えている。
- ③ 丸本を超えて、文章を選択・抄出して編者の観点に立脚して配列している。
- ④ 教材文の配列に当たって、易から難への教育的配慮を持ってい

る。

⑤ 教育目標として日本魂及び皇国意識を育てようとしている。

この編纂方針が「同年代から大正期にかけて広く踏襲されていた。」と浜本純逸（二〇一二）は述べており、後続する多くの編集型漢文教科書の編纂方針と関連していることを指摘している。しかしながら、こういった編集型漢文教科書の編纂方針は他の科目の教科書、特に同年代の中等国語教科書と関連していたことが仮説として推測される。そこで本研究では、中学校「国語及漢文」科の学習内容が詳細に指示されるようになり始めた明治三五年「中学校教授要目」の「国語」と「漢文」の位置づけを検討した上で、当時の「中等国語読本の定型の成立」といわれる落合直文編『訂正中等国語読本』と、同年代の秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針の比較を通して、国語科成立期の漢文教科書の特徴について考察を行ないたい。

1・2 研究の方法

前述の仮説を明らかにするために、本研究では次の方法で検討を行なうこととする。

①明治三五年「中学校教授要目」に示された「国語及漢文」科における国語と漢文の関連を検討する。

②明治三五年「中学校教授要目」に準拠した秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治四一年)の編纂方針を確認した上で、その教材の内容を検討する。

③明治三五年「中学校教授要目」に準拠した落合直文編『訂正中等国語読本』(明治三六年)の編纂方針と教材の内容を、『訂正中等国語読本編纂趣意書』(明治三六年)を用いて検討する。

④②・③の比較を通して、秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治四一年)の編纂方針の相対的な特徴や位置づけを指摘し、明治期編纂型漢文教科書の特徴を考察する。

次に、今回とり上げる教科書の史料としての意義を説明しておくたい。

秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』は、全学年の学習内容を網羅した本格的な編纂型漢文教科書として検定認可第一号となった『中学漢文読本』の系統の漢文教科書である。今回分析に用いた明治四一年刊行第五版の奥付によると、明治三四年に初版、明治三五年に訂正再版、明治三九年に訂正三版が刊行されたことが記されている。そこから、初版が刊行された明治三四年は「中学校教授要目」公布

の前年であるが、その後訂正が加えられ、明治四一年には第五版が刊行されたことが明らかである。明治三五年の「中学校教授要目」が改正されたのは明治四四年である。そのため、初版から複数回訂正が重ねられた『第一訂正漢文教科書』の明治四一年第五版は明治三五年「中学校教授要目」に準拠した編纂型漢文教科書であると見なすことができる。秋山四郎編纂の漢文教科書は時勢を反映した編纂方針が採られているといわれている。したがって秋山四郎編纂の漢文教科書はそれぞれの時期において要求されていた漢文教育観を讀みとることに適した史料であると考えられる。近代学校制度や「国語」科の確立期である明治三五年「中学校教授要目」公布の時期に刊行された『第一訂正漢文教科書』(明治四一年第五版)の編纂方針は「漢文」という教科の枠内の傾向に留まらず、同年代に成立した他教科(特に国語)との関連を有していることが推測される。

落合直文編『訂正中等国語読本』については、既にこれを取り上げた明治期国語教科書研究として山根太郎『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』(溝本積善館 一九六六年)が存在する。山根太郎(一九六六)は明治三五年「中学校教授要目」が制定された時期の国語教科書の代表として落合直文編『訂正中等国語読本』に着目し、教科書の傾向を分析している。そこで『訂正中等国語読本』は、明治三〇年代に登場した近代的な国語教科書の典型として位置づけられており、また「落合本の地位と意義」として「全体の目次を通覧するだけで、もはや前代の雅文時代や文範時代を脱して、中学国文「読本」の典型を形成していることを感ぜしめる。」(三三三頁)と指摘されている。また、山根(一九六六)が示した『訂

「正中等国語読本」の位置づけは橋本暢夫(二〇〇二)においても「中等国語読本の定型の成立」として踏襲されている。なお、明治後期の中等学校国語教材の傾向については、野地潤家(一九九八)がすでに検討を行なっている。だが、これは近代作家の文章の採録頻度について検討したものであり、一種類の教科書における教材配列や文章の比重などを検討したものではない。

今回研究対象となる年代は明治三五年「中学校教授要目」公布から明治四四年「中学校教授要目」改正までの時期である。この明治三五年「中学校教授要目」公布によって、制度上「国語及漢文」の枠組みと、そこで扱われる具体的な教材(教育内容)の方針が明示され始めた。そのため、この時期の「国語」科と「漢文」科の両教科書を比較することで、「漢文」科が近代的な教科目として確立された時期における編集型漢文教科書の相対的な特徴を指摘することができる。

なお分析にあたって、『第一訂正漢文教科書』(金港堂発行・明治四一年第五版)の巻之一は広島大学中央図書館所蔵本、巻之二〜四は二松学舎大学日本漢文教育研究推進室所蔵本、巻之五は京都大学人間環境学研究所総合人間学部図書館所蔵本、『訂正中等国語読本』巻一〜十(明治書院発行・明治三六年版)は奈良県立図書館所蔵本、『訂正中等国語読本編纂趣意書』は国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収本を用いることとした。

2 明治三五年「中学校教授要目」で示された国語教材と漢文教材の関連性

本節では明治三五年「中学校教授要目」で示された国語教材と漢文教材の内容を分析し、そこで示されていた相対的な漢文の位置や漢文教材の特徴を検討する。

我が国の中等普通教育における言語系科目において、「国語」科が確立されていなかった明治二〇年代までは漢文が重視されていたといわれる⁸。しかし明治二七年に改正された「尋常中学校ノ学科及其程度」において国語重視の方針が示されるようになり、明治三三年には初等教育において国語科が成立した。明治三五年「中学校教授要目」は前年に公布された「中学校令施行規則」の規定に沿ったものである。この明治三四年「中学校令施行規則」第一章第三条において「国語及漢文」科の内容は以下のように記述されている¹⁰。

国語及漢文ハ普通ノ文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クベシ

この方針に基づき、明治三五年「中学校教授要目」の「国語及漢

「文」は「講読」「文法及作文」「習字」の三領域で構成され、その中で漢文学習は主に「講読」の中に位置づけられることになった。以下に「中学校教授要目」に示されている「国語及漢文」の「講読ノ材料」の内容を（国語教材）（漢文教材）（教材の比重）という三点に要約して、学年別に引用しておく。¹¹

・第一学年

（国語教材）

小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ図リ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、実業等ニ関スル事項ヲ記シタル現代作家ノ平正ナル記事文、叙事文等ヲ採ルヘシ又普通今文ノ外正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記並ニ現代名家ノ書牘文及新体詩ヲモ含マシメテ可ナリ其ノ程度ハ文部省編纂高等小学読本ノ第六卷及第七卷ニ準スヘシ

（漢文教材）

固ヨリ文意完結セル全編ヲ採ルコトヲ要セス第一学期ニ於テハ単語単句ヲ挙ケテ其ノ組織ノ国語ノ組織トノ異同ヲ示シ第二学期以後ニ於テハ我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返り点、送り仮名ヲ施シタルモノヲ授ケ時々既ニ課シ了リタル国語ノ一二節ヲ漢訳シタルモノヲモ交ヘテ之ニ対照セシムヘシ

（教材の比重）

国語八、漢文二

・第二学年

（国語教材）

今文 前年ニ準シ現代作家ノ論説文ヲ加フ

近世文 今文ニ近キモノ、例ハ八橋南谿ノ東西遊記、伴蒿蹊ノ近世畸人伝、貝原益軒ノ訓誡書類、成島司直ノ徳川実記附録ノ類

（漢文教材）

前学年ニ準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇ヲ加フ、例ハ八頼山陽ノ日本外史、大槻磐溪ノ近古史談、塩谷宕陰ノ宕陰存稿、安井息軒ノ読書余滴ノ類

（教材の比重）

国語七（今文二、近世文二）、漢文三

・第三学年

（国語教材）

今文 現代ノ思想及事実ヲ叙述論議スル今文

近世文 室鳩巢ノ駿台雑話、安藤年山ノ年山紀聞、新井白石ノ読史余論、本居宣長ノ玉勝間ノ類

近古文 鎌倉室町時代ノ文、例ハ八保元平治物語、神皇正統記、十訓抄、樵談治要ノ類

韻文 主トシテ今様歌

（漢文教材）

前学年ニ準シ又我国作家ノ論説文ヲ加フ、例ハ八頼山陽ノ日本外史ノ叙論ノ類

（教材の比重）

国語七（今文三、近世文二、近古文二）、漢文三（記事文・叙事文

一、論説文(一)

・第四学年

(国語教材)

今文 前年二準シ又勅書、上書等ヲ加フ

近世文 新井白石ノ折焚柴の記、太宰春台ノ経済録ノ類、但碑文ノ類ト雖モ教育上ノ目的ニ戻ラサル限ハ之ヲ採ルヲ可トス

近古文 源平盛衰記、太平記ノ類

歌 古今和歌集ノ類

(漢文教材)

句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ

散文 前学年二準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ、例ヘハ清朝作家、唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎懋堂ノ文ノ類

詩 唐詩選ノ類

(教材の比重)

国語六(今文二、近世文一、近古文二)、漢文四(我国作家ノ文一、支那作家ノ文一)、詩歌ヲ適宜加フ

・第五学年

(国語教材)

今文 前学年二準ス

近世文 前学年二準ス

近古文 前学年二準ス

歌 前学年二準ス

(漢文教材)

散文 前学年二準シ又史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ

詩 前学年二準ス

(教材の比重)

国語六(今文一、近世文一、近古文二)、漢文四(我国作家ノ文一、支那作家ノ文三)、詩歌ヲ適宜加フ

上に示した「中学校教授要目」の内容を通覧すると、国語・漢文ともに教材の難易度や作品例、比重などが詳細に明示されていることが分かる。ここで、この「中学校教授要目」において示されている国語教材・漢文教材の特徴と関連を検討しておく。

まず国語教材についてであるが、「国語」科ではこの時期成立した小学校国語科との関連が第一学年で明記されている一方、それは「漢文」科においては明記されていない。「国語」の内容は記事文・叙事文中心であり、「修身・地理・理科」など総合科目的な傾向を示しているが、当時は日本の近代文学が発展途上にあつたためか、小説の教材は示されていない。「国語」の文体面では「今文」が中心で、学年が上がるにつれて「近世文」「近古文」「韻文」が加えられている。このことから、明治三五年「中学校教授要目」では従来の「和漢文」で採られた雅文中心・文範重視の国語教材観から脱却し、「今文」(通用文)の方を重視する方針が読みとれる。また、国語においては「正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記」という文言に言文一致の影響が見出せる。

一方の漢文教材は、第一学年第一学期では「国語ノ組織トノ異同」

から漢文の学習を開始することが示されている。さらに第一学年の「第二学期以後」では「既二課了リタル国語ノ一二節ヲ漢訳シタルモノ」、つまり既に学習した国語教材の一節を漢訳した文章を漢文法の学習で用いることも示されており、文法・教材内容の両面で国語との関連が図られているといえる。この「中学校教授要目」において指定されている日本漢文教材は成立年代が比較的新しい「我国近世作家」を中心に構成されており、教材例も江戸時代の漢学者の著作が指示されている。中国漢文教材は第五学年で『史記』『蒙求』『論語』が例示されているが、これは明治初期まで漢学初学者向けの教材として用いられていた漢籍であった。また、第五学年では日本漢文よりも中国漢文の比重の方が大きいものの、当時の学校制度では第三学年で師範学校、第四学年で高等学校、大学予科などへの進学が可能であったことを踏まえると、全体としては日本漢文を優先する方針であったと考えられる。

文章の内容は、国語が「今文」から「近世文」「近古文」へと年代を遡る順で配列されており、漢文は平易な日本漢文から始まり、中国漢文へと配列されている。そのため、かつての和漢学や「教育令」期の中学校「和漢文」科が古典重視であったのに対して国語の成立に伴って「国語」の「漢文」両方とも通用文重視へ方針転換がなされたといえる。国語対漢文の教材比重は、第一学年が六対四、第二・三学年が七対三、第四・五学年が六対四というように学年段階が上がるにつれ漢文の比重が上がるものの、全体としては国語の比重が大きい。これらのことから「国語及漢文」は全体的に国語や通用文の重視が図られていたといえる。

ここで以上の検討を踏まえ、「中学校教授要目」で示された国語・漢文教材の共通点と相違点を要約しておく。

国語と漢文の共通点としては、国語では「今文」、漢文では「我国近世作家」の文を中心とし、いずれも古典よりも年代の新しい文章を優先している点が挙げられる。また「叙事文」を重視している点も国語と漢文で共通している。

次に国語教材と漢文教材の相違点を指摘しておく。

国語教材においては小学校との関連が記述されているが漢文教材にはそれが無い点である。例えば、第一学年の国語では「小学校二於ケル国語トノ連絡ヲ図リ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、実業等二関スル事項ヲ記シタル現代作家ノ平正ナル記事文、叙事文等」とあり、小学校の国語科との関連、すなわち当時の初等国語科な内包していた「修身、歴史、地理、理科、実業等」の事項との関連が明記されている。一方、第一学年の漢文ではそれが明記されていないため、漢文科は小学校の国語科との関連は「中学校教授要目」の文言上からは読みとれない。

また、先に国語と漢文の「共通点」として指摘した双方の「叙事文」という文言の内容であるが、実際の教科書上での程度の関連性があるのかは「中学校教授要目」の文言だけでは明らかではない。国語教材では学年が上がるにつれ本居宣長などの国学系の文章や『太平記』『徒然草』などの中世文、漢文教材は学年が上がるにつれて史書や中国古典など旧来の漢学の内容が示される傾向にあり、双方の教材の内容自体は一致していない。そこで、漢文科と国語科の教材の関連性については、教科書の比較を通してさらに検討を行な

う必要があると考えられる。

3 秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針と教材の特徴

前節の引用箇所から明らかのように、「中学校教授要目」では国語教材・漢文教材の内容が具体的に示されており、国語の尊重と学年段階に応じた教材の配列や実用語重視の方針が採用されていたといえる。これに基づいて編纂された漢文教科書と国語教科書には、どのような関連性が存在していたのであろうか。まず本節では秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治三四年初版・明治四一年第五版）の内容構成に注目し、この時期における漢文教材の動向を指摘しておきたい。『第一訂正漢文教科書』には作者による緒言は附されていないので、本項では主に「中学校教授要目」を参照としながら、『第一訂正漢文教科書』の教材の比重、教材の配列、出典の傾向を検討する。

『第一訂正漢文教科書』の構成（巻別の学課数・ページ総数）を以下のとおりである。¹⁴

- 卷之一 句法一五課・短編の日本漢文五一課（全五二頁）
- 卷之二 四〇課（全五四頁） 短編の日本漢文
- 卷之三 三九課（全六一頁） 長編の日本漢文
- 卷之四 五九課（全六六頁） 長編の日本漢文二六課、短編の中国漢文三三課

卷之五 六二課（全六九頁） 長編の日本漢文一四課、短編の中国漢文四八課

この『第一訂正漢文教科書』における文章教材の主な内容は歴史教材（故事や歴史人物伝）や地理教材、博物教材、時事教材である。しかしながら、歴史教材が修身的特徴を有していたり、地理教材に歴史の事柄が含まれていたりと、一つの教材の中に複合的な知識を含んでいる例が散見される。したがって教材の内容を一言で分類したり、ジャンル別に図表化することは困難である。そこで本項では『第一訂正漢文教科書』収録の文章教材の特徴を、巻別に実例を挙げながら指摘しておきたい。

卷之一は先述のとおり、句法練習課と短編の日本漢文が収録されている。句法練習課（全一五課）の次に収録されている文章教材60課中、日本史上の人物伝は二、二〇、二四、二七、二九、三九、四三、四八、五五、六〇のわずか一〇課である。その他には、西洋の逸話やニュートンやフランクリンなどを西洋の人物伝が収録されており、また「三五 東海鉄道 其一」「三六 東海鉄道 其二」「三七 東海鉄道 其三」や「三三 大木」（米国シエラネバダ山脈）といった国内外の地理教材、『理科教科書』『博物新編』を典拠とする理科教材、「四四 抹香鯨」や「五八 駝鳥」（ダチョウ）などの生物教材などが収録されている。義和団事件の「三三三 服部中佐」、日露戦争の「五二 白樺隊 其二」「五三 白樺隊 其三」といった戦争を題材にした文章の内容は、時事的な記事文の傾向がある。五十六・五十七課には「修学旅行 其一・二」という中学生の生活を題材にした日記文も収

録されており、卷之一の文章教材の内容は全体として生徒向けの読本らしい性格を有している。

卷之二も卷之一と同様に多様なジャンルの文章を収録しているが、卷之一と比較して日本史教材の比重が大きいことが特徴である。また、教材の配列を分析すると卷之一の配列とは異なり、隣接する学課の内容に関連が見出せる箇所が散見される。例えば、「一 重盛諫父」から「八了伯聰平語」までは平安末期の平氏・源氏の史話であり、次の「九 風勢」は脈絡のない博物教材であるが、「一〇 湊川之戦」で再び日本史教材が収録されており、歴史教材「二 川中島之戦 其二」「三 川中島之戦 其二」の後には「一四 西条山」「一五 春日山」という川中島の戦いの古戦場を巡る紀行文が配置されている。また、「一九 廣瀬中佐伝」（人物伝）、「二〇 鳴戸」（博物教材）、「二一 網鯛」（地理教材）の連続する三課は、文章のジャンルこそ違いうものの「海」を主題として配列されていると考えられることができる。あと、卷全体を通してみると歴史教材は分散して収録されているものの、概ね時代順に配列されている。卷之三も卷之二同様の内容であり、隣接する学課の内容に関連のある箇所が見出せる。また、卷之二と同様に歴史教材は分散して収録されているものの、卷全体では時代順に配列されている。

卷之四は日本漢文二五課と中国漢文三四課の全五九課が収録されている。日本漢文の多くは江戸後期から明治初期にかけての漢学者による論説文や記事文、序文であり、内容は修身、歴史、地理などである。例えば「一 忠孝一本」は水戸学の藤田東湖の忠孝一元論に関する文章である。序文は『五一 百科全書序』（中村敬宇）などで

あるが、このように当時は學術書などの序文・跋文は漢文で書かれる慣習が残っていたため、漢文の有用性を示す意味で序文が収録されていたと考えられる。中国漢文で収録されている作品は『蒙求』（全五課）『十八史略』（全九課）『唐宋八大家文』『小学』である。また、第四・六課（四 蘭相如附記夜送趙縱」「十八史略」・「五 題蘭相如奉壁圖」安井息軒・「六 蘭相如論」長野豊山）や、第一六・一七課（「一六 信陵君救邯鄲」『十八史略』・「一七 論信陵君」長野豊山）、あるいは第三七・三九課（「三七 赤壁之戰」『十八史略』・「三八 赤壁之賦」蘇東坡・「三九 後赤壁賦」蘇東坡）などの箇所は、隣接する学課の内容が関連している。すなわち、中国の歴史書の後に関連のある論説文や漢詩を配置する方法が採られている。

卷之五は日本漢文一四課と中国漢文四八課の全六二課が収録されている。卷之四に比べて中国漢文の比重が大きい。日本漢文は序文や歴史書であるが、『学問のすすめ』とならぶ明治期の代表的な啓蒙書である『自助論』の序文が二箇所収録されている（「一 自助論第五編自序附記誠（中庸・小学）」「三〇 自助論第九編自序」）。中国漢文の出典は『十八史略』『通鑑綱目』といった歴史書や『唐宋八大家文』『論語』（「四七 格言十則」）『孟子』『莊子』である。

以上で指摘した『第一訂正漢文教科書』の全体的な特徴は次のように要約できる。

- ① 冒頭は句法練習課から始まり、その後の文章教材は短編から長編へと配列されており、学年段階に対応している。
- ② 卷之一は記事文・時事文など多様な内容の文章の比重が大きい

が、巻が上がるにつれて少なくなり、代わって歴史や思想（修身）に関する文章が増加する。

③日本漢文の比重が大きく、高学年用の巻之四・五にも日本漢文が収録されている。中国漢文は、短編の教材が巻之四・五に収録されている。

明治三五年の「中学校教授要目」公布後に刊行された『第一訂正漢文教科書』（明治四一年第五版）の編纂方針の特色としては、巻之一冒頭に句法練習課が配置され、その次に収録されている文章教材はおおむね短文から長文への順で配列されていることと、歴史教材の他に博物教材や時事文、論説文が多数加えられるようになったことが挙げられる。検定認可第一号『中学漢文読本』とは異なって収録された教材の内容が多様化されており、全体として学校制度や現実社会に対応した中学生向けの漢文読本という性格が強められているといえる。

4 落合直文編『訂正中等国語読本』の編纂方針と教材内容の特徴

3節で指摘した『第一訂正漢文教科書』の特徴は、同年代の他の漢文教科書にとどまらず、国語教科書の編纂方針とも関連があるのではないかと推測される。そこで本節では、明治三五年「中学校教授要目」準拠の中等国語教科書の典型例として落合直文編『訂正中等国語読本』巻一〜十（明治書院発行・明治三十六年版）に着目し、

落合直文編『訂正中等国語読本編纂趣意書』（明治三十六年発行・国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵本）や『訂正中等国語読本』の編纂方針についての先行研究である山根安太郎『国語教育史研究―近代国語科教育の形成―』（溥本積善館 一九六六年）の論考を参考として『訂正中等国語読本』の編纂方針と文章教材の特徴を指摘しておきたい。

山根（一九六六）は国語教科書史における落合直文編『訂正中等国語読本』（明治三十六年版）の位置づけと、その編纂方針の特徴を以下のように指摘している。

「選択した教材の種類・領域についてみると、教授要目の規定が細密に過ぎて、むしろ動きがつかぬという状態である。したがって編集の手腕は、もっぱら、教材の編成・配列とその選択に帰着してくる、この点ではかなり洗練がくわえられていることがわかる。各課に脈絡・連続をかんがえ、問題の展開・補足・比較・収約などの方向をもって数課を配列しているところをみると、あるとは、各巻の随所に歴然とみられ、ある場面には今日の単元編成の手法をしめしている箇所もみいだされる。」

「教材選定のうえで、たんに文体文章の配列のためにする採択をさげ、古文・擬古文・今文とも主題・内容を重要視して、しかも、作家・作品の典型的なものに注目している。」

「要目に「小学校ニ於ケル国語トノ連絡」や「今文」の取材を強調したためもあるが、中学生の志気に適合する随想や論説文がみられ、前代の成人むきの古典集成本とは色合いがかわり、青年の正

氣に満ちた読みものたらしめんとつとめたあとと観取される。とくに下学年を中心に外国の事象や人物・風俗を素材とする文章がめだち、この時代に似合わぬ視野の広さがあらわれているようにおもわれる。」(三五四頁)

さらに山根(一九六六)は『訂正中等国語読本』の「欠陥」として、日本の近代文学自体が発達途上であったために口語体の小説が収録されていないのはやむをえないまでも、幸田露伴などの雅文体作品もとり上げられていないことや、「中学校教授要目」の指示に従ったため中古以前の古典作品を欠いていることを指摘している(三五五)。

実際に『訂正中等国語読本』の教材を確認してみると、全体として明治三五年版「中学校教授要目」で指定された作品や教材配列の方針に一致している。山根(一九六六)が指摘している以外にも、「中学校教授要目」が示した「正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記」の教材として、『訂正中等国語読本』では勝海舟や加藤弘之の談話文が収録されており、言文一致体への配慮も見られる。教材の多様性については、『訂正中等国語読本編纂趣意書』にも

「他の学科との連絡を保たしむるを以て、読本そのもの、上に期せられたる、智識の啓発といふ目的を達すべき、最も、有効なる方法と信じたり。」(三頁)「修身科との連絡につきて、特に、その用意を費やしたりき。」「他の学科との連絡といふ注意は、主として、三年級以下の読本に用ゐたり。」とある。また、倫理教材は「抽象的材料」を避けて「具象的材料」「具象例の実例」を採用したこと、そ

の具体例としてはエジソンやピスマルクなどの人物教材を収録したことが示されている。

教材の配列方法については、『訂正中等国語読本編纂趣意書』において「内容の相関係せるものを選びて、類を以て、これを配列したるなり。」(二二)と述べられており、さらに進度を想定して季節に沿った教材を配列したことや、文体も類似したものをまとめて配置したことが記述されている。

また、山根(一九六六)では言及されていないものの、『訂正中等国語読本』の本文を分析してみると、近世の漢学者の著作を典拠とする教材、あるいは漢学者や漢文を題材にした教材なども収録されている。新井白石の書簡文(巻四「五室鳩巢に与ふる書」)や、湯浅常山の『常山紀談』(巻三「二八 長篠」、巻五「一七 武将の文事」)「二〇 徳川光圀」室鳩巢の『駿台雑話』(巻三「二九 殊勝なる武者振」、巻四「二五 杉田杏岐」、成島司直の『徳川実紀』(巻四「二三 おかちの局」「二四 本多正信と加藤清正」)菅茶山の『筆のすさび』(巻四「六 文字の死活」、巻五「七 高山彦九郎」)は近世の儒学者による文章であるが、これらは原典からすでに和文で書かれている文章である。漢学者や漢文を題材にした教材としては巻五の「一九 国語国文の変遷」「井上毅著梧陰存稿」、巻八の「二六・二七・二八 頼山陽及びその著作その一・二・三」がある。鎌倉時代の国文(近古文)である『神皇正統記』(巻六「二六 保元の乱」、巻七「二二・二三 芳野の行宮その一・二」)と、江戸時代の国文(近世文)である新井白石の『読史余論』(巻八「二五 源頼朝論」)は「中学校教授要目」の本文において国語教材として実例として指定されているが、

漢文訓読体の影響が強い文体を持つ文章である。『神皇正統記』や『読史世論』などは四方一彌（二〇〇四）が調査した明治一〇年代の「和漢文」科時代に用いられた丸本和文教科書の作品と一致している。以上、本節の分析から、『訂正中等国語読本』編集方針の特徴は以下の四点に要約できる。

①「今文」（時文）が重視されている。

②教材の配列について、隣接する学課の内容が関連している箇所がある。

③第一学年用の巻之一では外国の事象や人物・風俗を素材とする文章が多数収録されており、文範時代の和文教科書に比べると内容の多様で視野が広い。

④歴史人物に関する論説文や随想などで、中学生の志気に適合する文章がみられる。

5 『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の編纂方針比較

3節と4節の検討を踏まえて、明治三五年「中学校教授要目」準拠の教科書である『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の編纂方針を比較すると、両者の共通点として概ね次の三点が指摘できる。

①第一・二学年用の巻で修身、歴史、地理、理科、実業など多様

な教材が収録されており、総合科目的な内容となっている。

②隣接する課の内容に関連性を持たせた配列がなされている箇所がある。

③新しい文章から始まって古い文章へ、短く簡単な文章から長い文章へと、易から難への配列がなされている。

ここで指摘されている『訂正中等国語読本』の特徴は、同時期の漢文教科書の傾向とも共通する。すなわち、具体的には「中学生の志気に適合する随想や論説文」と「下学年を中心に外国の事象や人物・風俗を素材とする文章」が採用された点である。明治三五年「中学校教授要目」が施行された時期に、国語と漢文で同じ傾向をもつ教科書が編纂されていた。開化的な教材や中学生の志気を鼓舞するような文章が採用される傾向が「国語」と「漢文」の両方に存在していたと考えられる。『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の教材内容を比較すると、「国語」と「漢文」の性質上、典拠と同じくする教材は見られず、内容が完全な重複する教材もないが、教材内容の傾向から両教科書の共通点と相違点を分析することで、漢文独自の相対的な位置づけや特徴が指摘できると考える。教材内容として共通するのは、第一・二学年用の巻に修身的な人物教材が収録されていることである。『訂正中等国語読本』ではエジソン（巻一「一九トマス、エヂソン」）やビスマルク（巻一「七ビスマルクの幼時」）、フランクリン（巻四「二六おのれを屈せよ」）、『第一訂正漢文教科書』ではニュートン（巻之一「一四牛董性度」）やフランクリン（巻之一「四五弗蘭克林」）などであり、いずれも偉人の

徳行を描いたものである。また、第一・二学年に地理教材や博物教材、紀行文を収録している点も共通している。一方、『訂正中等国語読本』と比較した場合の『第一訂正漢文教科書』独自の特徴としては、歴史を題材にした教材が多いことが指摘できる。

6 おわりに

以上の検討から、国語教科書と漢文教科書には編纂方針や教材内容の面で関連性が見出せる箇所が明らかとなった。具体的には、第一学年用の総合科目的な内容で構成されていること、修身教材では学業奨励の内容が採用されていること、実用的な文章から古文へ、易から難へ、学年段階の応じた配列が採られていること、などである。また、教材配列方法の面では、隣接する学課の主題・内容で関連性を持たせた箇所があるという特徴も『中等国語読本』と『第一訂正漢文教科書』で共通しており、これは同時期の国語・漢文両方の教科書で用いられていた教材配列の手法であったといえる。この配列方法が国語教科書で用いられた理由として、明治三五年「中学校教授要目」で教材内容が詳細に指示されたため、編纂者の編纂方針の特色を強調する手法として教材配列方法に新たな工夫を加えたのではないかと山根安太郎（一九六六）は指摘していた。この理由は漢文教科書にもあてはまるといえる。これらの検討の結果から、本稿1・1で引用した編集型漢文教科書の特徴に関する浜本純逸（二〇二二）の指摘のうち、教材配列に関する③（丸本を超えて、文章を選択・抄出して編者の観点に立脚して配列している。）と④（教

材文の配列に当たって、易から難への教育的配慮を持つている。）の特徴は中等国語教科書とも共通していることが明らかとなった。浜本（二〇二二）が指摘した残りの①（日本漢文から漢文学習を始めている。日本漢文が漢文教材の「本」であり「始め」「基本」であると考えている。）・②（漢文学習の目的を国文の光輝（よき）を発揚させるため、と考えている。）・⑤（教育目標として日本魂及び皇国意識を育てようとしている。）の特徴の背景としては、当時の国語重視の方針を漢文教科書に反映させたことが一因であると考えられる。それは本稿2節で指摘した、明治二七年「尋常中学校ノ学科及其程度」改正「明治三五年「中学校教授要目」の時期における国語重視の方針から読みとることができる。また、この時期には漢文教科書の内容が多様化し、他教科（特に国語）の内容との関連が図られたが、逆に中等国語教科書のなかにも漢文や漢学について言及した教材が採用されたことも明らかとなった。このことから、この時期には教育課程上「国語」重視の方針が示されていた一方で、漢籍の教養や漢文体も有用性を保っていた面があったことが指摘できる。

『中等国語読本』と比較した場合の『第一訂正漢文教科書』（明治四一年）独自の編纂方針の特色としては、「易から難」の編纂方針によって多様な教材が採用されつつも、学年が上がるにつれて従来どおりの歴史書や中国古典の比重が高まる傾向を持つことが指摘できる。この歴史書重視の方針は中等国語教科書にはない漢文教科書固有の特徴であるといえる。漢学における「左国史漢」から『大日本史』『日本外史』へと連なる歴史書の教養は単なる歴史的事実の羅列ではなく、経世済民の知恵や政治的指導者としての徳目という意義

を有するものであったといわれる¹⁷。そのため、漢学における歴史書の系統を受け継いだ漢文教科書の内容は、当時の男子普通教育における志気の養成や向学心、あるいは勤勉性といったメリトクラシー（業績主義）の価値観と関連していたのではないかと考えられる。

注

- 1 浜本純逸『漢文教育の成立過程——一八五〇年代—一九〇二（明治三五）年——』『国語教育史研究』第一三三号 二〇一二年 一—二六頁。
- 2 浜本純逸（二〇一）一八頁。
- 3 橋本暢夫『中等学校国語科教材史研究』淡水社 二〇〇二年 一頁。
- 4 木村淳『明治二十年代における漢文教科書と検定制度』『中国近現代文化研究』十号 中国近現代文化研究会 二〇〇九年 七九頁。
- 5 山根安太郎『国語教育史研究——近代国語科教育の形成——』溝本積善館 一九六六年 三二八—三六一頁参照。
- 6 橋本暢夫『中等学校国語科教材史研究』淡水社 二〇〇二年 一頁参照。なお、橋本（二〇〇二）は中等国語教科書の特徴を次のように指摘している。

「昭和戦前期までの中等国語科教材は、言語文化に力点が置かれ、時代の影響を受けながらも文化主義的で、初等国語科教材の場合と異なり、一九四〇年代前半まで、いわゆる皇民化教育の影響をほとんど受けなかったとみることができる。」（v）
- 7 野地潤家『野地潤家著作選集 第五卷 国語教育史の探究』明治図書 一九九八年 六八—七五頁。
- 8 浜本純逸『漢文教育の成立過程——一八五〇年代—一九〇二（明治三五）年——』『国語教育史研究』第一三三号 二〇一二年 二四頁。
- 9 長谷川滋成『漢文教育史研究』（青葉園書 一九八四年 一四—一五頁）、山根安太郎『国語教育史研究——近代国語科教育の形成——』（溝本積善館 一九六六年 三三五—三三八頁）参照。
- 10 明治三四年「中学校令施行規則」は文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史 第四卷』（龍吟社 一九三八年 一七九頁）を参照した。
- 11 明治三五年「中学校教授要目」は文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史 第四卷』（龍吟社 一九三八年 一九九—二〇六頁）を参照した。
- 12 「書牘文」とは書簡文のことを指す。
- 13 前田勉『江戸の読書会——会談の思想』平凡社選書 二〇一二年 四九—五〇。
- 14 『第一訂正漢文教科書』は和装本であるため、本文中の一頁は二つ折り（二ページ）で成り立っている。なお、各巻一ページ当たり
の文字数・行数は巻之一のみ縦一五字・横七行、巻之二・五は縦二〇字・横一〇行である。
- 15 巻一「一 海外の一知己」二〇 少年時代の苦学」。
- 16 四方一彌『中学校教則大綱』の基礎的研究』梓出版社 二〇〇四年 三四—三五三頁参照。
- 17 小森陽一「夏目漱石の『文学論』漢学に所謂文学と英語に所謂文学」東京大学教養学部国文・漢文学部会編『古典日本語の世界——漢字がつくる日本』東京大学出版会 二〇〇七年 二四七—二四八頁。（広島大学大学院）